平成 20 年 11 月 18 日

株主および登録株式質権者　各位

東京都武蔵野市中町二丁目 9 番 32 号
横河電機株式会社
代表取締役社長　海　堀　周　造

株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

本公告は、株券の電子化に伴い、株券を株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預けていない株主および登録株式質権者の権利を確保するために、当社が開設する「特別口座」に関する重要なお知らせです。

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下、「決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、同法附則第８条第１項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

記

１．特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における同法附則第８条第１項に定める通知対象株主等（以下、「通知対象株主等」といいます。）について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項（同法附則第８条第５項各号に定める事項）を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

２．特別口座を開設する口座管理機関

当社が、通知対象株主等のために決済合理化法附則第８条第４項に定める口座開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は以下のとおりです。

以上

名　称　　みずほ信託銀行株式会社
住　所　　東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号

（注）
「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構（ほふり）に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。